

Title	珠江デルタの市場と市鎮社会 : 19世紀初頭順徳県龍山堡の大岡墟
Author(s)	片山, 剛
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27164
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

珠江デルタの市場と市鎮社会

——19世紀初頭順徳県龍山堡の大岡墟

片 山 剛

はじめに	195
I 龍山堡および大岡墟概観	197
II 万暦17年の整備	203
III 嘉慶20年の訴訟と調停	204
IV 大岡墟の構造と管理・運営	208
V 紳士と里長戸	211
VI 紳士と都市性	212

はじめに

珠江デルタの市鎮ないし都市研究は、従来、明清史および人文地理学研究者によって、第1に清代の市場(いちば)に焦点を当てたもの、第2に南海県の仏山堡や九江堡など、“経済都市”や市鎮の社会に焦点を当てたもの、第3に明代、とくに清代の市鎮の増加を商品経済の進展状況と関連させたものなどがある。ここでは、後述する本稿の問題設定との関係から、上記3者のうち前2者について整理しておきたい。

第1の市場研究として、林和生⁽¹⁾は、明清時代の広東省の市場について、加藤繁・増井経夫⁽²⁾の「墟」も「市」も定期市を指すという解釈に批判を加えつつ、同一の市場において定期市と毎日市がともに行なわれていた事例から、「墟」・「市」の語は元来市場における取引方法を指示する語であること、清代後半に至って墟・市は市場の意味に転化したことを明らかにした。さらに市場景観の時間的変化について、掘っ建て小屋→固定店舗や民家を有する市場集落→市場町→商業都市というシェーマを提示した。市場の設立・管理の主体については、林は行政官僚、とくに郷紳層を推測し、葉顯恩・譚棟華⁽³⁾は「地方士紳」に「巨姓大族」を加えた農村の「封建宗族勢力」を構想している。他方、西川喜久子⁽⁴⁾は、18世紀末から19世紀前半の南海県九江堡における市場権益をめぐる宗族間の矛盾において、九江堡郷紳が個別宗族の利害を超えて連帯し、調停役を担ったことを明らかにした。

第2の農村・市鎮・都市の社会については、鈴木智夫⁽⁵⁾は、19世紀末珠江デルタの同姓村落に君臨する紳士・耆老の具体像を、製糸工場をめぐる問題の中から摘出した。西川喜久子⁽⁶⁾は、19世紀に珠江デルタ地域社会のイニシアティブが、宗族連合から郷紳連合へ移るといふ論点を提示している。井上徹⁽⁷⁾は、仏山堡では「客籍」の宗族結合が、「土籍」のそれに匹敵するほど成長したことを明らかにした。羅一星⁽⁸⁾も仏山堡について、経済・社会・空間から構成される民間政治権力の形態とその推移を分析し、明初の諸宗族の地縁的統合体である「郷族」権力→明末の「新興士紳集団」権力→(清初の一時的な「八閩宗族による土着宗族勢力」)→清代前期の「僑寓人士」と商人(および「土着士紳」)の権力、と変遷したことを論じた。実証面に納得できない点はあるが、「土着士紳」と「土着宗族」とを一体のものとは見ない論点は、葉・譚の説とは異なり、むしろ西川⁽⁹⁾や片山⁽¹⁰⁾に近い観点である。なお片山⁽¹¹⁾は、珠江デルタ農村の基層レベル社会について、自然村(「社」)～自然郷(＝行政村)～堡という3層を設定し、このうち自然村～自然郷の具体像を提示した。

以上の整理から導きだされる課題を提示しておこう。市場については、設立時等における官との交渉や宗族間の矛盾調停に関して紳士の存在が注目されている。しかし、設立後の日常的管理・運営の実態や紳士の役割については、具体的論及がなされないまま、設立時の紳士の役割が援用されているくらいがある。また、特定の市場についての具体的で掘り下げた分析はなされていない。農村・市鎮・都市の社会については、仏山という“経済都市”から摘出された土籍と客籍の関係如何、および「土着士紳」と「土着宗族」の関係如何という視点は、市鎮や農村の社会を見ていくうえで、今後は看過できない視点になると思われる。また片山⁽¹²⁾は、税糧・徭役の徴収機構たる閩甲(里甲)制が清末・民国期まで存続していたこと、そして童試受験問題の検討を通じて、客籍から土籍への転化および転化後における里長戸獲得が、対国家関係だけでなく、県レベル以下の地域社会における同族や個人の地位・権限に影響することを指摘した。このうち後者の論点を、市場の管理・運営についても検討する必要があるだろう。

本稿は、上の課題につき、順徳県龍山堡の大岡墟を取り上げて考察する。それは以下の理由による。すなわち龍山堡は、仏山堡のごとく19世紀以降には約30万の人口が統合されている“経済都市”ではない。しかし後述するように、18世紀末には、商業・手工業の市街地と周辺の農業集落とを併せて10万を超える人口が統合されていた。この点、隣の龍江堡や南海県九江堡と同様に、市鎮社会のひとつとして性格づけることができる。そして大岡墟は、後述するように龍山堡最大の市場であり、その管理・運営のあり方には堡内の利害が反映されていた。したがって、大岡墟の管理・運営のあり方を探ることで、珠江デルタ市鎮社会の特質の一端を浮かび上がらせることが可能と思われるからである。

なお、きわめて短時間ではあるが、現地へ赴いて老農民から日中戦争前夜の大岡墟等に関する状況の聞き取りを行なった。その聞き取り要旨を大岡墟を概観する際に紹介する。

I 龍山堡および大岡墟概観

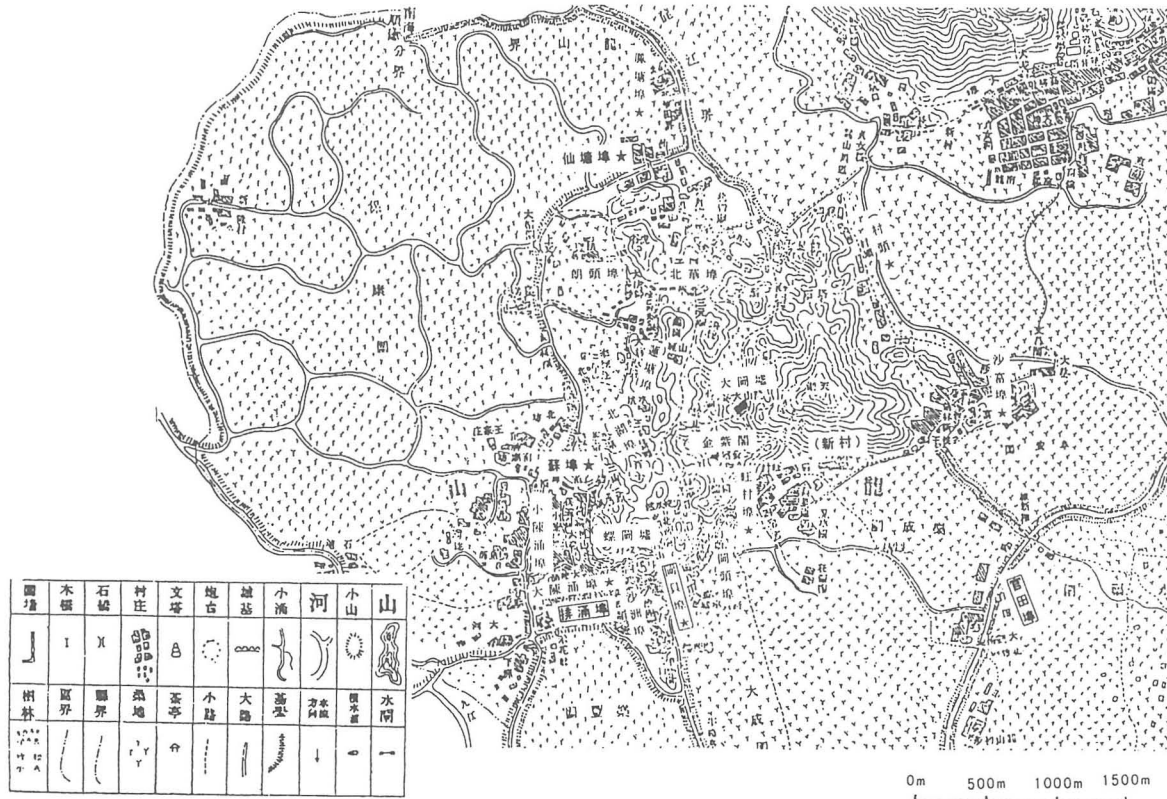
清代の順徳県における統治体系は、県～都(あるいは巡検司)～堡～行政村、という階層構造をとっていた。1個の堡は制度上において数個の行政村から構成されるが、数個の行政村が実際に堡レベルで社会的に統合されているとは限らなかった。ただし龍山堡の場合は、年代は確定できないが、明代にはすでに堡内の多数の集落が1個の行政村(=自然郷)として結びつき、堡レベルでの社会的統合性を有するに至っていた⁽¹³⁾。また宣統2年の鎮制施行後は、龍山鎮と称するようになった。

龍山堡の面積は62平方キロ余である⁽¹⁴⁾。戸数・人口数は、嘉慶4年(1799)に1万2282戸、男子3万6083人(成丁2万4965人、未成丁1万1118人)、女子を含めた推定総人口は10万人といわれている⁽¹⁵⁾。しかし咸豊の紅巾の乱と光緒のペストのため、1920年頃には1万0625戸、男子2万5917人、女子2万8430人に減少した⁽¹⁶⁾。堡内の民間社会は、堡～21埠～多数の社、という重層構造であった⁽¹⁷⁾。「社」は片山が定義する自然村に当たり、最も基層の地縁的社会集団である⁽¹⁸⁾。集落や居住点の多くは、堡の領域のほぼ中央に位置する山地丘陵の山裾に展開し、かつては河川であったその外側に向かって開拓が進むと同時に、中心部の一部では市街化が進んだ。開発の進展につれて人口1人当たりの農地面積が相対的に減少し、多くの男子が外に出て客商活動に従事するようになった⁽¹⁹⁾。

龍山堡の市場は、嘉慶郷志によれば、大岡墟と螺岡墟の2墟、10市、3桑市であり、他に大馬頭がある⁽²⁰⁾(図1、参照)。民国郷志は、螺岡墟が廃れて1市が増えたことを伝えている⁽²¹⁾。隣の龍江堡の場合、民国『龍江郷志』によれば、3墟、10市、5桑市がある⁽²²⁾。このうち世阜頭の桑市については、1990年の調査⁽²³⁾で、解放前夜の状況として、「沙田桑市」とも呼ばれること；沙田村(この村は行政村と自然村の中間単位)の5社=廻龍・西華・聚龍・鷓鴣・田心が管理していたこと⁽²⁴⁾；11月から2月を除き、毎日午前10時から午後1時まで市がたち、取引では商人を介さず、農民同士で直接取引を行っていたこと；手数料(「傭」)は売手側が「管賑」と「秤手」に払い、その額は取引価格の0.7-0.8%であること；「管賑」を決めるのは各社から1人出る父老であること；等を聞き取った。すなわち、市場には、複数の自然村(沙田桑市の場合は5社)によって所有・管理されるものがある。他方、本稿が考察対象とする龍山堡の大岡墟(そして螺岡墟)、および本稿では取り上げないが龍江堡の相公廟前市のごとく、堡内のあらゆる図あるいは多数の図がその管理・運営に関わっている(その意味で全堡的な)ものもある。後者は、その絶対数は多くないが、史料は残りやすいのに対して、前者は、その数は多いが、史料は残りにくい。したがって龍山堡や龍江堡の市場の多くは、前者の形態ではなかったかと推測される。

なお、大岡墟の考察を進める際に、当地域の図甲制が大きな意味をもってくるので、その特徴をあげておく。すなわち、図甲の各甲は1個の同族から構成されることが多い；里

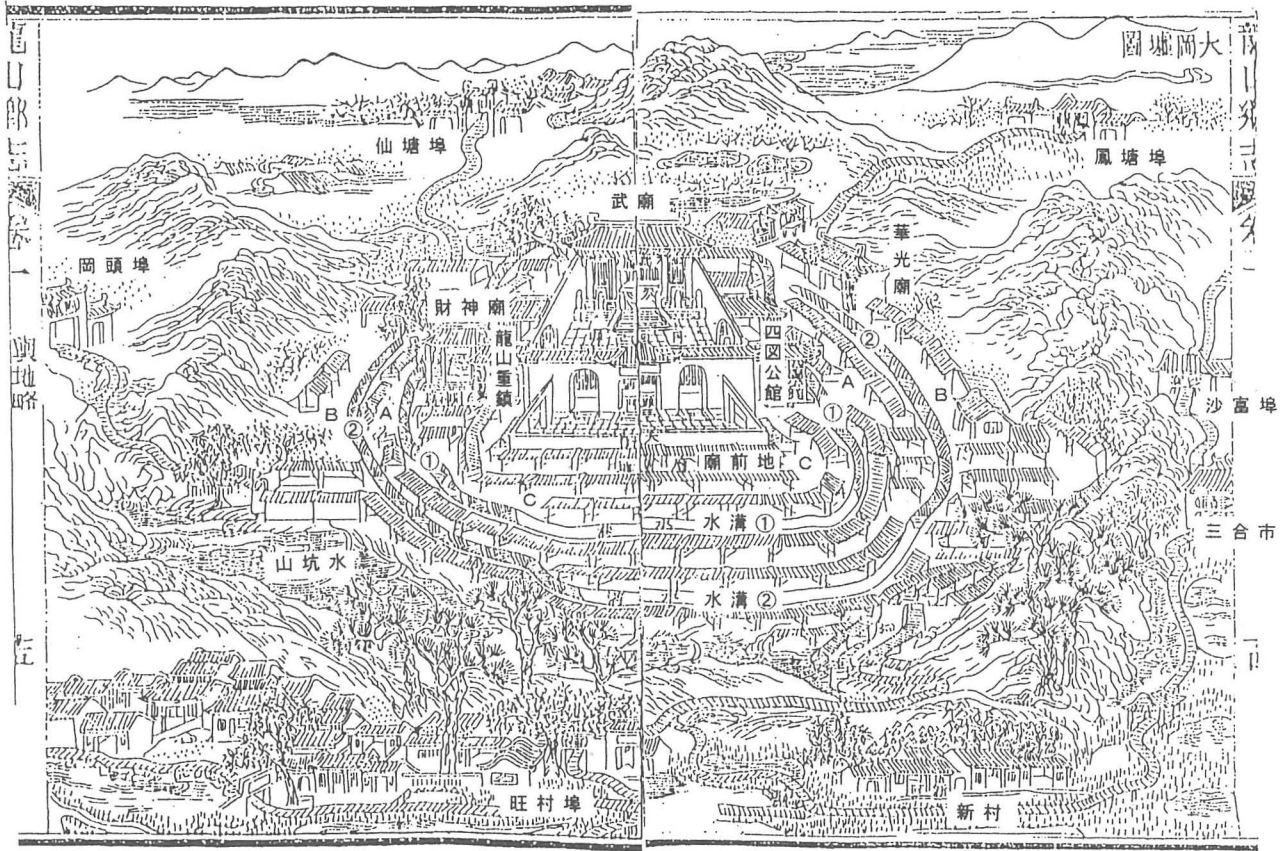
図1 19世紀初、龍山堡の埠と市場



片山圖

出所：民国『順徳県志』付録の「第7区図」を原図とし、これに嘉慶『龍山郷志』の情報を加工。
 龍山堡の21埠のうち、位置不明のものが4埠、図の外に位置するものが1埠ある。
 ★印は、市が所在する埠。桑市のある埠は、□で囲んである。

図2 大岡城図



出所：民国『龍山郷志』巻1・輿地略、地図。原載は嘉慶『龍山郷志』巻首。
 なお図中の新村は、旺村埦所属の集落である。

長戸は族人の結集・統合の中心として同族組織が管理していた；里長戸は国家に対する税糧納入行為を独占しており、族人の土地所有者は族内の里長戸を通じて税糧を納入しなくてはならない；族人はこれを通じて同族組織に掌握されていた；里長戸をもたない同族は、これをもつ同族に従属していた；里長戸の数は基本的には図数の10倍しかないため、図の増設がなければ里長戸をもつ同族の数は増えない；明末以降、特に清代以降、図の増設が行なわれた；等である⁽²⁵⁾。

龍山堡の場合、明初の洪武年間に開設され、「原図」と呼ばれる第36図、第81図、第82図、第83図の計4個の図がある(以下、「四図」と呼ぶ)。そして四図の里長戸計40戸は、「四十排」(以下、史料引用の場合を除き「40排」と表記)と呼ばれていた。また康熙年間に開設され、「新增」と呼ばれる第38図がある。さらに乾隆年間に開設され、「続増」と呼ばれる第39図、第40図、第41図の計3個の図がある⁽²⁶⁾。

大岡墟については、すでに林和生と葉・譚⁽²⁷⁾が言及し、唐宋時代に村頭埠に設立されたものが、明初洪武29年(1396)に金紫峰の北に移転されたこと(図1、参照)、定期市の開催日は1・4・7の日であることを指摘している。このうち林は、民国郷志所載の「大岡墟図」を景観面から検討している(図2が「大岡墟図」であり、後段で分析する)。ただし立地の問題、すなわち山裾に位置し水上交通が便利と思われる村頭埠から、山間に位置し水上交通が不便な金紫峰の北に移転した理由については言及していない。この点は市場の主要取引品や治安の問題と関連させて考える必要があり、現地での聞き取りを紹介する時に言及したい。葉・譚は、洪武年間以降における発展を跡付けて、明清期の龍山堡における最大の市場であったこと、当初は「固定店舗」はなく、「廊肆」⁽²⁸⁾のみの定期市中心の市場であったこと、万暦9年(1581)以降「富家大戸」が「不断に市場の範囲を拡大し、固定店舗も不断に増加した」と述べる⁽²⁹⁾。ただし、後段で検討する万暦17年(1589)の大岡墟整備の問題、および嘉慶20年(1815)の四図と第38図との間の矛盾ならびにその調停の問題については考察していない。しかしこの2つの問題は、大岡墟の構造や管理・運営の実態を考えるうえで不可欠の情報を提供している。そこで以下、この2つの問題を考察していく。ただし前者については、紙幅の関係もあるので、後者の問題に関係する範囲で整理するととどめておく。関係する文字史料が情報を提供する時期的下限は、嘉慶20年の19世紀初までであるから、その意味では中国の「近代」前夜の市場に関する考察となる。

なお、19世紀初からいきなり100年後に飛んでしまうが、文字史料では不十分な点を補うべく、実地見聞を以下に紹介する。1999年4月1日に旧龍山堡の大岡墟跡を訪ね、主に日中戦争前の大岡墟について老農民を採訪した。大岡墟は解放後養豚場(養豚数は1万頭を超える)になり、現在は龍峰山林業弁公室が所在している。図2に見える情景が今はまったく見られず、敷石に転用されている「(関)帝廟」と刻まれた碑額のみが大岡墟であったことを示すだけである(写真1)。また1998年12月20日と1999年4月2日に旧龍江堡の龍江大墟跡を訪ね、主に日中戦争前の龍江大墟について老農民を採訪した。龍江大墟は錦屏崗の

写真1



武廟（関帝廟）の碑額 乾隆46 = 1781年のもの

裾野に立地し、一番近い埠頭まで歩いて10分の距離があったという。現在は「墟廊」（後述、参照）の土台を確認できるのみである。以下、本稿に関係する部分の要旨を掲げる。

〈龍山堡大岡墟〉

大岡墟には4本の道が通じており、各道との出入り口には「墟閘」（開閉できる門）があった。「更夫」が看守し、夜には「墟閘」を閉じる。新村から大岡墟までは陸路で歩いて10分ほどである。

大岡墟には2種類の店があった。1つは「舗位」という瓦葺きの屋根と壁がある店舗であり、「舗租」を面積に応じて払った。「打鉄舗」2軒のほか、雑貨・食料品、農具、布、酒の店舗などが30-40軒あり、毎日営業した。もう1つは「攤位」という瓦葺きの屋根はあるが壁のない露店である。この露店が集合している細長い建物を「墟廊」といい、それが所在する土地を「墟地」という。数条の墟廊が半円状に武廟を取り囲んでいた。墟廊の幅は1丈余(3メートル余)で、屋根の高さは約3メートル。墟廊と墟廊の間は幅1.5メートルほどの街路であった。「攤位」は面積ではなく、店の軒数に応じて「地租」を払う。「地租」額は交易额とは関係ない。「舗租」も「地租」も40排が徴収した。40排は「墟秤」も管理していた。交易の手数料を「傭」といい、売主が払い買主は払わない(路上での交易を含めてどの種の交易で手数料を払うのかについては未確認である)。

桑市はなかった。重要な交易品は蚕紙であった。蚕紙行は四図公館(現在の林業弁公室事務所)のすぐ近くにあった。「二繭」も交易された。「二繭」とは高級絹織物には使えない第二級の繭であり、病気になった蚕の繭や機械製糸に使えない繭である。「二繭」の生

産量は繭の総生産量の約10分の1と少量であり、大岡壙までは小さな竹籠で運べる量である。「一級繭」の繭市は龍山堡にはなく、龍江堡の「十四獅橋」の手前にあったが、後に「十四獅橋」に移った。大岡壙に桑市と「一級繭」市がないのは、水路がなく運輸に不便だからである。大岡壙には「山坑水」（山からの湧き水）が1条あっただけである。蚕紙行と「二繭」の店は壙廊にあり、壙期にのみ営業した。その「攤位」の位置は固定しており、壙期ごとに変わることはなかった。絲行は四図公館の横にあった。農家が大岡壙に生糸を売りに行き、龍江堡の人が護衛付きで生糸を購入に来た（絲行の営業場所が「舗位」なのか、「攤位」なのかは未確認である。ただし壙期の交易と推測できるから、後者であろう。また、大岡壙の蚕紙行や絲行の場合、後述の龍江大壙の蚕紙行のように雨水を防ぐための障壁＝「圀墻」があったかどうか、これも未確認である。）

〈龍江堡龍江大壙〉

壙期は3・6・9日。主要な交易品は蚕紙（蚕種）であり、蚕紙行は壙期にのみ営業した。養蚕農家は事前に蚕紙を蚕紙行に予約し、壙期に購入した。龍江堡には、蚕紙行は龍江大壙にのみあり、他の壙市にはなかった。龍江大壙には長方形の瓦葺きの「壙廊」が数条あり、蚕紙行は1箇所集中しており、その面積は約6分であった。蚕紙行の壙廊にのみ、人1人分の高さの雨水を防ぐための壁＝「圀墻」があった。龍江堡には繭市があり、日中戦争前は「十四獅橋」にあったが、戦後は「龍江橋頭」に移った。そこから大良（順徳県城）・順徳県水藤堡・南海県沙頭堡に運ばれて製糸された。絲行は龍江大壙にはなく、龍山大壙（＝大岡壙）にしかなかった。龍江堡にとっては、相公廟前市は日用品の交易が主であり、龍江大壙の方が重要であった。なぜなら龍江堡は養蚕業が主要であったから。

大岡壙は、図1と図2からわかるように山間に立地しており、水上交通は無論であるが、陸上交通の面でもさほどアクセスの良い場所ではない。この点は上記の聞き取りからも裏付けられる。すなわち、農民が販売する養蚕製糸業の各種商品の市場のうち、桑葉（かさばり安価）と繭（かさばる）を販売する市場は、水上交通の便利な場所に立地していること；蚕紙（軽量）や生糸（かさばらず軽量で高価）が大岡壙で交易されていたこと；大岡壙全体で防衛が重視されていたが、重要交易品を扱う蚕紙行と絲行は四図公館のすぐ近くにあり、龍山堡の絲行が護衛付きで購入に来たこと、である。以上、大岡壙は交通が不便であるが、むしろ防衛上の利点から軽量高価な商品の市場としての特徴をもつといえよう。

龍山堡の集落の多くは堡の中心に位置する山地丘陵部の周囲に展開しており、大岡壙はこれら集落からほぼ等距離にある。この点で大岡壙は龍山堡のための市場として性格づけることが可能である。ただし日中戦争前夜の龍山と龍江の2堡の範囲では、農民が生糸を販売する場所は大岡壙のみであり、この点、大岡壙で販売される生糸の市場圏として龍江堡等を含めて考える必要がある。ただし19世紀末以降、当地域では工場制機械製糸業が勃興したので、生糸の流通ルートが大きく変化した可能性もある。

大岡墟には、「舗租」を払い毎日営業する「舗位」（以下“店舗”と呼ぶ）と、「地租」を払い墟期にのみ営業する「攤位」の2種類の店があった。この点は特に重要である。

II 万暦17年の整備⁽³⁰⁾

万暦9年(1581)に当地域の土地丈量が終了すると、「富家大戸」（「富強」「里豪」「豪強」等とも呼ばれている⁽³¹⁾）は、自己の土地が大岡墟の「墟場」に隣接していることを利用し、外側から「墟場」の境界を越えて侵入し、棘を植えて囲い込んだり、石を列べて「店」を設けたりした⁽³²⁾。そして商人（「商」）から利を貪った。「郷人」は「富家大戸」の「包占」に不満をもっていたが、その勢力を恐れて黙っているだけであったという。

ここで、「富家大戸」が「包占」して利益（「花利」）を得た物的対象は、「店」あるいは「地」であったという。「店」とは前述の石を列べて作った「店」であり、毎日営業する“店舗”を指すと思われる。「地」とは、前述の棘を植えて囲い込んだ土地であり、屋根のある墟廊か否かは不明だが、墟期における交易場所を指すと思われる。なお、「富家大戸」が「包占」したのは、「墟場」内の「東方」「西方」「北方」であった⁽³³⁾。

万暦17年に飢饉が起こると、40排⁽³⁴⁾を中心に「墟場」から「富家大戸」を退出させ、同時に飢饉対策としての義倉設立・運営に連動させるべく、大岡墟からあがる利益を義倉の貯穀資源とする動きが現われてくる。そして、40排は举人柯少茂⁽³⁵⁾に働きかけることを通じて知県を動かし、民間経営の義倉設立の許可を得るとともに、大岡墟の敷地については、官の立ち会いのもとで「四至」と「税畝」（7畝5分3厘。東西12丈、南北42丈）を画定し、「富家大戸」を退出させることに成功した⁽³⁶⁾。

設立された義倉について、大岡墟の管理・運営に係る側面を中心に述べるなら、以下ようになる。すなわち、大岡墟の「墟場」の「周囲」に「店舗」50軒を設ける⁽³⁷⁾。「店租」として毎年徴収すべき銀30両は、銀1銭につき「郷斗」（地方的度量衡によるマス）で穀7斗に換算し、計200石の穀米を冬至の日に義倉に納入させる。穀米を貯蔵する倉庫は、2座建設する。店租の徴収と倉庫の管理は、40排と保長48人のなかから、里長4人と保長4人の計8人が毎年輪番で担当する。里長4人は倉庫1座を管理し、「西方」の店租を徴収する。保長4人も倉庫1座を管理し、「東方」と「北方」の店租を徴収する、と。ここで、50軒の“店舗”が設置される場所が「墟場」の「周囲」であり、その中の「西方」「東方」「北方」であることから、これらは「富家大戸」が設けて「包占」した“店舗”を土台としたものと考えられる。なお店租は、後述する「墟租」と呼ばれる大岡墟からあがる収益の一部を成すものである⁽³⁸⁾。

店租および貯蔵米の管理・運用によってあがる収益は、大岡墟の敷地の税糧納入（柯廷芳戸を通じて納入）、郷試・会試受験者への「巻資」（受験料として、郷試3銭、会試1両）、その他賑濟・養老・優恤に使われることになった。

ここで、大岡墟の敷地の納税は上記収益から支出されるが、この収益を管理・運用するのが40排と48人の保長であること、また、彼らが大岡墟の店租を徴収することから、大岡墟の管理・運営も、40排と48人の保長が共同で担っていたと推測できる⁽³⁹⁾。ただし、その後の明末崇禎年間（1628-1644）に至ると、龍山堡では郷兵が創設される。創設の主体としては、「紳衿里老」（紳衿・里長戸・老人）として保長を含めない史料もあるが、「紳衿・里〔排〕・保〔長〕」とする史料もある。しかし、里長戸と異なり、保長は特定の任務分担が規定されていない。また、後述する清代嘉慶年間（1796-1820）には、保長は登場しない。おそらく、保甲制の弛緩により、保長そのものが存在しなくなり、全堡的組織の管理・運用への干与がなくなったと思われる。したがって万暦17年以降、大岡墟の管理・運用を一貫して担ったのは40排であった⁽⁴⁰⁾。

Ⅲ 嘉慶20年の訴訟と調停⁽⁴¹⁾

嘉慶20年（1815）ごろ、第38図は監生の左理端⁽⁴²⁾を中心に、馮黄氏から土地（場所不明）を購入し、大岡墟とは別に、ここに新墟を開設することを順徳知県に申請したようである⁽⁴³⁾。一方、「黄天俊」⁽⁴⁴⁾を始めとする40排は、嘉慶20年にこの申請に反対して県に訴えた。知県李灃（嘉慶18～20年在任。挙人）はこの訴えを認めて新墟開設を却下し、第38図が購入した土地を馮黄氏に買い戻させる裁断を下した。しかし第38図はこの処置に不満をもち、上級の広州知府に訴え出たようである。その後、龍山堡の「紳士」周維祺⁽⁴⁵⁾らが両者の間を調停し、調停案8条を作成して知府に提出した。知府から総督に至る間の検討を経たのち、最終的には両広総督蔣の批准を得て、この調停案が承認された。そして嘉慶20年に、知県李が調停案を承認する旨の示を出した。しかし翌21年には、知県王天寧（嘉慶20～25年在任。貢生）が総督蔣の命令に基づいて、調停案を勒石して遵守せよとの示を出すことになった⁽⁴⁶⁾。以下、知県王天寧の示「嘉慶二十一年邑侯王公天寧示為給示勒石永遠遵照事」⁽⁴⁷⁾（史料1とする）に引用されている調停案の内容について、まずⅢで初步的に検討し、Ⅳで掘り下げた検討を行なって、そこから窺える大岡墟の構造と管理・運営の実態を探ることとする。そして、これを通じて、当時の龍山堡の社会構造にも迫ることにした。なお、調停案は前文と8条にわたる各条項とから成る⁽⁴⁸⁾。

史料1：調停案の「前文」と8条。

【前文】馮黄氏は一度は〔第38図に〕空地を売却したのであるから、〔馮黄氏には〕本来〔該地を〕買い戻す道理はありませんでした。しかし第38図は該地を購入したものの、〔該地に〕墟を建設することを許可されず、さらに〔該地を他の人に〕購入価格で転売することも難しい状態でした。そこで前任知県（李灃）は〔この事情を〕酌量し、馮黄氏が売却代金を〔第38図に〕返却して〔該地を〕買い戻させる裁断を下しました。

ところで今、40排は元々は鄧姓から購入した〔大岡〕墟内の「廊地」と、第38図が一度は「墟亭」を建設しようとした「地基」ならびに「魚塘2口」⁽⁴⁹⁾とを、相互に交換すること〔で和解すること〕を希望するに至りました。〔そこでこの希望に関連して、以下の調停条項8条を作成しました。〕

【第1条】〔知府閣下から順徳〕県に命令し、馮黄氏が一度は〔第38図に〕返納した売却代金を、〔もう一度第38図から〕支払って馮黄氏に全額を受け取らせ、〔第38図に〕「基地」を買い戻させるようにして下さい。これによって当事者双方が売買契約書(第38図が馮黄氏から購入した土地の契約書と、40排が鄧姓から購入した大岡墟の「廊地」の契約書と)を交換して、管業するのに便利ないようにします。1年後には〔第38図の〕自由裁量に任せて、〔「廊地」の既存の建物を〕公所に改築したり、〔「廊地」に〕小「店舗」(「小舗」)を建築して雑貨店に賃貸して商売させたりします。〔第38図が〕一度は梅姓に引き渡した“店舗”賃貸契約書(「舗契」)は、第38図に〔梅姓から取り戻させたくて〕提出させて廃棄処分し、〔“店舗”は〕40排に帰属させて管理させます。〔該“店舗”を〕補修するために第38図が費やした工賃・材料費の銀300両は、〔第38図がその代償を40排に〕求めることを放棄させるので、この点の協議は行ないません。

【第2条】該郷(龍山堡)の「壮丁工食銀両」〔という項目〕は、このような項目で支出する必要がもはやなくなっているので、40排は乙亥(嘉慶20年=1815)と丙子(嘉慶21年=1816)の2年間の各年の銀216両の全額を第38図に支払い、公所に改築し“店舗”を建築する費用に充てることを希望しています。ただしそれ(嘉慶22年)以降は、〔この壮丁工食銀両を〕元通り40排のものとし、「経費」の助けとします。

【第3条】第38図〔に所属する人〕が科挙を受験する時の郷試・会試の巻資(受験料)・程儀(餞別)は、むかしより「四十排の墟租」から支給されていきましたので、〔40排は〕おのずと今後も以前と同様に、〔第38図の人に対しても〕一律に支給すべきです。

【第4条】その他、例えば〔金〕紫閣の燕喜亭は、本来は「通郷の人士」が登臨・覽勝する場所でした。むかし「四十排戸」が寄付金を出して建設したので、燕喜亭の中に40排〔が「捐修」したことを示す〕碑額があります。〔しかし〕その後には〔金〕紫閣の銀両を用い、そして「通郷」と〔徵信録の表紙?の〕標題に記載していますので、さらに「通郷重修」の石額を立てて、公平さを示すべきです。

【第5条】(本条のみ原文を掲載)此外墟内地段・舗宇、既係通郷皆有、応令各管各業。

【第6条】大岡墟のなかの「廟地」は、むかしから40排が責任をもって納税・収租しているものですので、今後も同様に40排が責任をもって経営・管理することにします。

【第7条】各図が毎年行なう宴会については、本来はみずから宴会の場所を準備すべきですから、〔各図は〕いずれも取り決めに従って「四十排公館」および〔大岡墟の〕「墟亭」に宴席を設けないことにします。

【第8条】そして「四十排公館」の中に立ててある「構訟の(訴訟に関する)新碑」は、

元来「違例」のもので、直ちに順徳県に命令して撤去させて「訟藤^{マツ}」（訴訟が起る要因）を断つべきと存じます。

以上を順次整理していこう。「前文」から、40排が以前鄧姓から購入した大岡墟内の「廊地」と、第38図が新墟建設予定地として馮黄氏から購入し、「墟亭」⁽⁵⁰⁾を建てようとした空地(および魚塘)とを交換することを、40排が希望するに至ったことが判明する。そして、この希望の実施を調停の根幹として、関連する調停の細目8条が以下に提示される。

第1条は、上の交換を実現させるために、知県李が下した最初の裁断を変更することを要請している。すなわち、知府から知県に対して、以前の処断を変更し、第38図が一度は馮黄氏に返した土地を、第38図に再度買い戻させたうえで、双方が持つ土地の売買契約書を交換する。そして1年後に、第38図は「廊地」において、既存の建物を「公所」に改築したり、小“店舗”を建築して雑貨屋に賃貸して収入を得たりすることができるようにすることを命令していただきたい、と。なお、「廊地」「公所」についてはIVで言及する。後半の「梅姓に引き渡した“店舗”賃貸契約書」の“店舗”とは、第38図の新墟予定地に所在する“店舗”(雑貨商への賃貸用)を指すと考えられる。この“店舗”は第38図がすでに梅姓⁽⁵¹⁾と賃貸契約をしていた。しかし今回の調停に基づき、新墟予定地を40排に譲渡する際に、この“店舗”も40排に譲渡する。そこで賃貸契約を破棄するために、第38図が梅姓に契約金等を返却して契約書を取り戻し、これを県に提出して廃棄処分を取り、そのうえで“店舗”を土地とともに40排に渡して経営管理させるのである。なお第38図は、この“店舗”を補修するためにすでに工賃・材料費合計銀300両を費やしているが、第38図がこの費用を40排に請求するのは放棄させる。その代わりに、第2条で言及されるように、第38図が獲得する「廊地」での公所改築費と“店舗”建築費を40排が提供するのである。

第2条は、第38図が40排に上記の新墟予定地の“店舗”を譲渡する代わりに、第38図が「廊地」で公所・小“店舗”を改築・建築する費用として、嘉慶20年と21年の2年分の「壮丁工食銀両」合計銀432両が第38図に支払われる。しかし嘉慶22年以降は、「壮丁工食銀両」を元通り40排の管理・運用に戻し、「経費」として使用させるという内容である。ここから、「壮丁工食銀両」の管理・運用は以前においても、また今後においても40排のみが行ない、それ以外の第38図等は参与できないことが判明しよう。

「壮丁工食銀両」については、これを40排が管理している点は判明するが、その捻出元は明示されていない。ここにいう「壮丁」とは、明末崇禎年間(1628-44)に設置された龍山堡の「郷兵」を指す。その「工食銀両」は、当初は「居民」7800余「家」から毎「家」銀2分を、「田産」538頃から毎畝銀5厘を徴収して、壮丁40名や隊長4名等の「工食銀両」計379両余に充当する⁽⁵²⁾ことになっていた。しかし嘉慶郷志の「壮丁」の「原額」の条には、「工食は墟租の餘羨より出づ」⁽⁵³⁾とあるので、いつしか「墟租」の余剰から充当されるようになったことが判明する。この「墟租」は、次の第3条に登場する「四十排の墟租」

を指す。その捻出元としては、前述した店舗50軒からの店租収入があるが、それのみであったとは考えがたい⁽⁵⁴⁾。この点はIVで後論したい。

さて、龍山堡出身の郷試・会試受験者に対して、受験料(「卷資」)を与えることは、万暦年間にすでに規定されている⁽⁵⁵⁾。第3条からは、第1に受験料に加えて餞別(「程儀」)が支給されていること、第2にこれらが「四十排の墟租」から支給されていること、第3に嘉慶20年以前において、第38図所属の人に対しても受験料・餞別が支給されていたこと、第4に今後も支給されるべきことが確認されたこと、以上が判明する⁽⁵⁶⁾。

ところで第3条において、「墟租」収入の運用全体という枠組みの中で、第38図は受験料・餞別の支給対象としてのみ言及されている。そして「墟租」の管理・運用の主体としては、本条に「四十排の墟租」とあるように、これ以前も、これ以後も40排が想定されており、それ以外の図は参与できないものと考えられる。したがって第3条は、今後40排が恣意的に運用・管理しないように、規制・牽制するためのものと思われる。

第4条に登場する燕喜亭は大岡墟ではなく、金紫閣に所在する建物である。嘉慶郷志所収の記事によれば、燕喜亭は万暦年間の大岡墟の整備と時を同じくして、40排によって創建され、その後の移転や重修も40排が行なったという⁽⁵⁷⁾。燕喜亭の中に40排の碑額があるのは、このような経緯に基づこう。ただし創建時には、「里人が歳時や伏臘の際に雅集・燕会するのに便利なように」との理念があったという⁽⁵⁸⁾。本条の「本来は「通郷の人士」が登臨・覽勝する場所でした」との言は、燕喜亭が40排のみならず、全堡の人に開放されるべきことを主張したものであろうが、それはこの創建時の理念を利用したものと思われる。

ところで、本条の「その後に重修」「〔金〕紫閣の銀両」「通郷と標題に記載」については、嘉慶郷志を見る限り、史料に基づく確認ができない⁽⁵⁹⁾。しかし本条の文意からすれば、「〔金〕紫閣の銀両」とは40排に限らず、他の図を含めた龍山堡全体から集められた性格の資金と推測できる。そして、これを用いて重修が行なわれ、「通郷」による重修であることが、その重修時の徴信録にであろうか、記されているという。そこで、新たに「通郷重修」の石額を立て、全堡的に重修された事実を明示して、公平利用に供すべきとする。したがって第4条が作成された背景として、その創建等が40排によって行なわれたことに基づいて、燕喜亭の利用が40排ないし40排を構成する同族に限られる、あるいは他の同族はその利用を遠慮しなくてはならぬ空気が存在していたことを推測できよう⁽⁶⁰⁾。第4条は、創建時の理念やその後の重修時の費用負担の事実によってこれを否定し、40排以外の人々もつ権利を確認するものといえよう。

第5条には解釈の難しい部分があるので、IVの検討の中で扱うことにして、第6条に進もう。第6条の「墟内の廟地」とは、大岡墟内に所在する武廟(関帝廟)の敷地を指す。嘉慶郷志と民国郷志によれば、この武廟は明末崇禎年間(1628-44)に「四図」=40排によって創建され、その後の順治年間(1644-61)と康熙42年(1703)の重修や乾隆46年(1781)の重建

も40排によって行なわれている⁽⁶¹⁾。本条によれば、この「廟地」でも納税(敷地の税糧納入であろう)と収租が行なわれている。そして納税・収租という、この「廟地」に関する管理は従来通り40排のみが行ない、第38図等は関与しないことが確認されている。なお収租の内容については、「墟租」と同様にⅣで検討する。

第7条の「四十排公館」とは、図2に見える四図公館を指す。墟における度量衡の監視、収租・納税事務など市場管理のための施設である。「墟亭」は「前文」にも登場するが、それは第38図の新墟予定地に建設されるはずのものであった。その新墟は結局建設を却下されたから、本条の「墟亭」は大岡墟に既存のもので、おそらく四図の各々が共有している管理用施設と思われる(註50、参照)。本条によれば、四図公館と墟亭では、従来、四図全体でないしは四図の各々が宴会を行なっていたと推測される。しかし以後はこれを禁止するという。宴会禁止の理由は定かでないが、大岡墟での宴会が40排と第38図との間の区別・相違を刺激するからではなかろうか。

第8条の「構訟の新碑」とは、知県李が第38図の新墟建設を却下し、馮黄氏への空地返却等を命じた裁断を刻した碑文と思われる。今回の調停によって、これを知県に撤去させるのである。

以上、第5条を除く部分を整理するなら、「前文」と第1・2条は、40排から第38図への「廊地」譲渡ならびに付属施設の改築・建築費提供と、その逆に第38図から40排への新墟予定地およびそこに所在する“店舗”の譲渡とを規定し、さらに40排が管理・運用する「壮丁食銀両」につき、2年分を第38図に提供する義務とその後における40排の従前通りの管理権を確認したものである。第3条は、「墟租」から支出される受験料・餞別につき、第38図が従前から得ていた受領権、および40排が今後継続すべき支出義務を確認したものである。第4条は、40排が独占利用していたと思われる燕喜亭を、他の龍山堡民にも開放することを規定したものである。第6条は、40排が武廟の敷地について有する権利・義務を確認したものである。第7条は、大岡墟における40排の宴会活動を規制するものである。第8条は、訴訟が再度起こるのを防ぐための処置である。したがって、本調停案はたんに第38図への大岡墟「廊地」譲渡のみを定めたものではない。調停条項の多くは、大岡墟を含む堡内における40排の権益や活動を見直し、根拠のあるものは認めるが、根拠のないものは、その利用の公平化や規制を規定したものといえよう。

Ⅳ 大岡墟の構造と管理・運営

ところで今回の調停によって、第38図が大岡墟において新たに獲得したものは、「廊地」(およびその付属施設である公所・小“店舗”)である。そこで、この「廊地」の具体的実体や獲得の意味を考えよう。その前提として、解釈が難しい第5条に代えて、第5条に関連する史料2と図2とを利用して大岡墟の構造を考察しておきたい。まず史料2を検討する。

これは嘉慶10年刊行の『龍山郷志』に掲載されており、今回の訴訟・調停のほぼ10年前の状況を知ることができる。

史料2：嘉慶郷志、巻4・食貨志、雜稅⁽⁶²⁾、第4条、11葉表

一。大岡墟の敷地のうち、四図に帰属している部分は、その税は7畝5分2厘であり、税糧(「糧米」)は柯氏の戸に寄^{あず}けて納入している。毎年の収入となる租は、祭祀・工食の費用に充てる。〔その収租と納税の仕事は〕毎年、排年が輪番で担当する。〔大岡墟の敷地のうち〕それ以外の部分の租と税は、いずれも「各姓」に帰属しており、「各姓」がそれぞれ「戸冊」に基づいて〔収租と納税を管理して〕いるので、ここにはいちいち記載しない。

史料2は、大岡墟の敷地を納税・収租の側面から述べたものである。まず大岡墟の敷地が納税・収租の管理主体によって、大きく2種類に分かれていることがわかる。第1は、四図=40排が管理している部分(以下、Xと呼ぶ)である。その面積は税畝7畝5分2厘であるから、まさに万暦年間に40排(と保長)によって管理されることになった土地である。納税が柯氏の納糧戸を通じて行なわれている点も万暦年間と同じである。敷地Xにおける「収租」の内容については後段で検討することにして、ここでは、その「租」収入は「祭祀」「工食」⁽⁶³⁾に支出されること、納税・収租等の収支管理は40排(「排年」)が輪番で担当すること、保長はすでに干与しなくなっていることを指摘するにとどめる。

第2は、40排以外によって管理されている部分(以下、Yと呼ぶ)である。Yの納税(敷地の税糧納入であろう)と収租は、個々の同族(「各姓」)によって行なわれている。したがってY全体は、個々の同族が所有する敷地に細分されていたと考えられる。なお「各姓」については、40排を構成している同族以外に、第38図所属の同族なども含まれているのかという問題が残るが、これは後論したい。

以上から、遅くとも嘉慶10年までに、大岡墟の敷地は万暦年間以来、40排が1個の単位として共同管理しているXに加えて、個々の同族が所有・管理しているYが存在することが判明する。これに第6条の「廟地」、すなわち40排の管理下にある武廟の敷地(以下、Zと呼ぶ)を加えれば、大岡墟の敷地全体はX・Y・Zの3種類となる。そして、XとZを40排が1個の主体として共同管理していたのである。

さて、図2が作成されたのは乾隆59年(1794)から嘉慶10年(1805)の間であり、今回の訴訟・調停が起こる10-20年前である⁽⁶⁴⁾から、図2の情景は嘉慶20年の情景と大きくは相違しないであろう。そこで3種類の敷地を図2で具体的に確認していこう。図2には武廟を取り囲む水溝が2条ある。水溝が境界線となることが多いこと、また、実際に万暦17年の大岡墟整備において、敷地Xの西側(図の向かって左側)がほぼ西に当たる。註69、参照)の境界線は水溝であった⁽⁶⁵⁾ことから、水溝を敷地区分の標識として検討しよう。

水溝①の内側部分Cには、武廟および武廟と同時に創建された「四図公館」「龍山重鎮」⁽⁶⁶⁾が所在し、そして「廟前地」の文字が見える。交易が行なわれると推測できる屋根と柱のみから成る細長い建物、これが「墟廊」である。それは主に武廟の前面にあり、側面・背面にはあまりない。これは廟の側面・背面には空地进行を設けず、前面に空地进行を設けるという廟の敷地の一般的プランが、時代が下るにつれて前面の空地进行に墟廊が多数作られて崩れてしまった結果と思われる。以上はCが「廟地」Zであることを示唆する。

水溝②の外側部分Bは、水溝①と水溝②の間の部分Aに比べると、墟廊の向きや配置にばらつきが見られ、墟廊が途切れた空地も多い。また墟廊とは異質の「華光廟」などの建物もある。以上は、Bが史料2にいう「各姓」、すなわち複数の主体によって所有・管理されている敷地Yであることを示唆する。他方、Aは敷地の端から端まで、ほぼ同じ形状の墟廊が整然と並んでおり、空地もほとんどない。墟廊とは異質の建物も僅かである。以上は、Aが40排によって統一管理されている敷地Xであることを示唆する⁽⁶⁷⁾。

つぎに、図2に描かれている情景をどのように解釈するかが問題となる。林和生は武廟を何重にも取り囲む多数の建物が、粗末な掘っ建て小屋であり、雨露から商品を守る程度にしか役に立たないと考えられる点、市場に常設店舗や民家が建ち並んで集落化していない点を指摘し、洪武29年(1396)の移設当初の状況を描いたものと考えの方が自然であるとする⁽⁶⁸⁾。葉・譚は、これらの建物を交易用の「廊肆」(註28、参照)と見、茶店などの“店舗”(「固定店舗」)は4-5軒ほどしか見えないとする。ただし酒店等の“店舗”は現実には多数存在しているが、図2には描かれていないという見解をとっている⁽⁶⁹⁾。“店舗”については、万暦17年に50軒が建てられており、また、前述したように日中戦争前には30-40軒の“店舗”があったというから、葉・譚の解釈が妥当でしょう。ただし図2がなぜ多数の墟廊を描き、“店舗”をほとんど描かないのか、その理由は葉・譚も言及していない。以下、その理由も含めて、第38図が獲得した「廊地」について検討を加えよう。

この「廊地」は、前述のごとく元来は鄧姓⁽⁷⁰⁾、すなわち1個の同族に所有されていたものであるから、敷地Y=Bの一角に所在するものと考えられる。つぎに第1条には、「〔「廊地」の既存の建物を〕公所に改築したり、〔「廊地」に〕小“店舗”を建築して雑貨店に賃貸して商売させたりします」とある。ここで、小“店舗”は新たに建築されるものとして言及されているから、調停前、この「廊地」には“店舗”はなかったと推測できる。一方、公所は改築されるものとして言及されているから、調停前、この「廊地」には、何らかの建物があったと推測できる。ただし、それは“店舗”ではないから、考えられ得る建物としては墟廊となる。つまり調停前に鄧姓が、ついで40排が所有・管理していた時には、この「廊地」に所在する建物としては墟廊しかなかったことになる。そして、前述したようにYでも収租が行なわれていたから、鄧姓ないし40排のこの「廊地」における収租は、墟廊の「攤位」を対象とする「地租」徴収となろう。つまり「廊地」とは、そこに“店舗”がないわけではないが、主に定期市のための墟廊が所在する土地といえよう⁽⁷¹⁾。

さて前述したように、日中戦争前における大岡墟の重要交易品は蚕紙・生糸であり、それらは四図公館に近い墟廊で交易されていた。嘉慶10年ごろの様子については、嘉慶郷志、卷4・食貨志、田塘に「郷の大墟(=大岡墟)に蚕紙行有り」とあり、民国郷志、卷5・建置略、廟宇、華帝廟(=華光廟)には、図2に見える華光廟について、「大岡墟の蚕紙行の前に在り」とある。前述の聞き取りおよび図2の情景をも併せ考えるなら、蚕紙行は華光廟に近く、かつ四図公館に近い敷地、したがってX=Aの墟廊内の「攤位」で営業していたと推測される⁽⁷²⁾。

生糸については、嘉慶郷志、卷4・食貨志、田塘に「製糸した生糸(「絲」)の大部分は自分では織布せず「肆」で販売する。毎月の1・4・7が墟期である。〔墟〕期ごとの生糸の交易额(「絲価」)は常に〔銀〕万〔兩〕以上になる」とある。当地方では養蚕・製糸業が盛んであったが、農家で製糸された生糸は、大岡墟の墟期の時に「肆」へ持って行って売られるのである。この場合、生糸が交易される「肆」は墟期の時にのみ営業すると推測できるから、毎日営業する「店舗」=「舗位」ではなく、墟廊内の「攤位」であろう⁽⁷³⁾。

さて、第38図が獲得した「廊地」のY内部における位置は不明である。しかし、Yの一角である点と、蚕紙・生糸交易の利を40排が譲ったとは考えにくい点とから、四図公館付近のような有利性のある場所ではなかったと思われる。しかし第38図は、この「廊地」獲得によって訴訟を取り下げているから、一定程度の利益が得られる場所にあると思われる。ところでこの「廊地」は40排が鄧姓から購入したものであった。したがって、ここでもし仮に第38図がこの土地を、購入という手段で獲得する資格を有していたならば(資金面に限れば、新墟建設の計画を有しており問題ないであろう)、第38図は必ずしも新墟建設に向かわなかったであろう。すなわち「廊地」という種類の土地は、第38図にとって是非とも獲得したい土地であったが、購入という手段では獲得できなかったものと推測できる⁽⁷⁴⁾。つまり、「廊地」は40排全体、もしくは40排を構成する個々の同族のみが独占しており、それ以外の同族は購入・所有できなかったことが推測されるのである⁽⁷⁵⁾。以上から、「大岡墟図」が「店舗」をほとんど描かず、墟廊に重点を置いて描いているのは、大岡墟における主要な交易の場は「店舗」ではなく、墟廊であったこと、また収租対象として重要なものも、軒数の少ない「店舗」ではなく、圧倒的多数を占める墟廊の「攤位」であったからと推測される。

V 紳士と里長戸

ここまでの検討から、大岡墟の管理・運営に関わる権益は、40排が1個の単位として有するもの、40排の個々の同族が有するもの、第38図が新たに獲得したものの、以上の3種類に大別できる。他方、調停を行なった拳人周維祺を始めとする「紳士」層については、郷試・会試受験の際の援助という支給される権益はあるものの、管理・運営に関わる権益は

管見の史料では見当たらない。つまり大岡壙の日常的管理・運営については、嘉慶20年以前も、以後も「紳士」身分としての干与は推測できないのである⁽⁷⁶⁾。そして、史料が語らぬ水面下については不明であるが、「紳士」層の干与は、訴訟時の堡内利害調整や官との交渉という非日常的かつ一時的な場面に限られていたと思われる。この点は、万暦年間の拳人柯少茂についても、ほぼ同様のようと思われる⁽⁷⁷⁾。すなわち、義倉設置にからんで、大岡壙への「里豪」侵占を抑制し、40排の權益確認、あるいは權益付与を官に承認させる場面には登場するが、その後の日常的管理・運営は、一時期保長も加わっていたが、嘉慶年間に至るまではほぼ40排によって担われていたと考えられるからである⁽⁷⁸⁾。

「はじめに」で述べたように、林和生は明清時代の広東の市場の設立・運営に関して、「郷紳」の役割を大きく見ている。また葉・譚も「士紳」および「封建宗族勢力」の干与を重視している。西川喜久子も市場權益をめぐる矛盾の調停役として紳士に注目している。本稿の検討からも、權益再配分や官との交渉という非日常的場面については、上記諸説が妥当する。ただし大岡壙の場合、日常的管理・運営は一貫して40排が担っていた。40排は明初開設の四図において里長戸を有する有力同族の連合体であり、確かに葉・譚がいう「封建宗族勢力」に該当する。しかし、40排をたんに有力同族(＝「封建宗族勢力」)の連合体と捉えるだけでは不十分であろう。なぜなら、今回大岡壙の權益を獲得した第38図も、新興の有力同族の連合体と推測でき、その意味では葉・譚のいう「封建宗族勢力」に該当するが、嘉慶20年までは大岡壙の權益とは無縁であったからである。大岡壙の場合、万暦17年時点の大岡壙整備の際に、この整備を主導した当時の里長戸を有していた有力同族によって、以後權益が握られていったというべきであろう。

ただし、今回の調停によって第38図が大岡壙の管理・運営に参画した点、そして第38図が康熙年間に里長戸身分を得た同族の連合体である点、さらに、嘉慶20年時点ではすでに開設されていた第39図・第40図・第41図の「続増」の3図が大岡壙の權益を全く持っていなかった点に着目すれば次のようになろう。すなわち、龍山堡では堡レベルの市場の管理・運営に参画するには、里長戸身分を有することが最低限必要であったが、里長戸身分を得ればおのずと参画できるわけでもなかったと⁽⁷⁹⁾。

VI 紳士と都市性

嘉慶20年(1815)の大岡壙の權益をめぐる調停において、「紳士」周維祺らの干与は、少なくとも史料から窺える限りでは一時的なものであり、壙の日常的管理・運営は40排や第38図等が担うことになった。しかし、周維祺ら「紳士」による調停が龍山堡社会においてもつ意味については、別の観点から検討する必要があるだろう。まず最初に検討すべき点は、調停役の中心であった周維祺はいかなる出自の人であったかである。

嘉慶年間当時、第38図の里長戸の中には、ひとつの里長戸を複数の同族で共有している

ものも含めて、周姓のものはない。一方、40排のうち周姓の里長戸としては、第36図第9甲の周命新戸がある。嘉慶郷志によれば、龍山堡の同姓異宗の周姓は2族ある⁽⁸⁰⁾。また、民国郷志によれば、周姓の祠堂は、沙滄埠に1座あり、他に蘇埠に16座ある⁽⁸¹⁾から、この2つの周姓が上記異宗の2族に当たると考えられる。このうち周命新戸を有するのは、比較的大きな同族であろうから、蘇埠の周姓がこれに当たろう。

さて、周維祺は蘇埠の人である(註45、参照)。したがって、周命新戸を有する大姓の1員と考えられる。だが調停において、周維祺は必ずしも40排側の立場には立たず、むしろ40排が第38図に譲歩する内容の調停を進めた。そこで、彼がこのような行動を選択した理由をどのように説明するかは、ひとつの興味あるテーマとなろう。

ここで、当時の龍山堡社会の人口構成について、龍山堡に本籍を有する「土籍」の者と、外部から龍山堡に移住して来たが、まだ本籍を得ていない「客籍」の者へと類別して検討しよう。嘉慶郷志に「土〔籍〕と客〔籍〕を合計すると、〔人口数は〕十余万人を下らない」⁽⁸²⁾とあり、また「商人(「商民」)が雑居しているが、幸い土〔籍〕と客〔籍〕が互いの領分を侵すことはない」⁽⁸³⁾とある。さらに民国郷志に「吾が郷は土地が広く人口も多いので、赤貧も少なくない。特に行商や坐賈として〔龍山堡に〕僑寓している者が多い」⁽⁸⁴⁾とある。大岡墟を始めとする市場の増加・整備により、商人・手工業者など多数の外來人口の来住をもたらし、「僑籍」=客籍定住人口がかなり増加していたと思われる。

しかし、前述した大岡墟の管理・運営体制から考えるなら、これら客籍の商人・手工業者は、少なくとも大岡墟においては40排の管理下にあり、決してみずからリーダーシップを握ることはできなかったであろう。なぜなら40排以外の同族が、大岡墟において40排の管理下から脱するには、第38図がそうであったように、里長戸の獲得が必要であり、そして里長戸の獲得には、まず客籍から「土籍」=本籍への転化が必要であったからである⁽⁸⁵⁾。しかも里長戸を獲得するだけでは十分とはいえ、さらに40排が保持する權益を譲渡してもらう、あるいは新しい市場を建設する必要がある。いずれにしろ客籍である限り、堡レベルの市場に管理する側として参画することが困難であることは、大岡墟の事例から推測できよう⁽⁸⁶⁾。

また、史料1の第4条に登場した燕喜亭は、龍山堡において文人が節季に集会する場所と考えられる⁽⁸⁷⁾。しかし前述したように、嘉慶20年までは、客籍の文人については未詳であるが、第38図に所属している本籍の者でも、そこを利用することが困難な状態であった。そして、嘉慶10年刊行の嘉慶郷志の編纂では、燕喜亭を40排以外の者を含めた龍山堡全体で重修していても、その事実を採録せず、40排が移転や重修を行なった記事のみを採録していた。すなわち、明初に開設されたといわれる四図の里長戸を有する同族以外は、たとえその後に新設図の里長戸を有したとしても、燕喜亭という文人集会の場から排除されていたのである。

ところで、龍山堡における客籍の事情は、珠江デルタにおいて普遍的であったかといえ

ば、少なくとも仏山堡においては異なっていた。仏山堡は広州を除き、清代の珠江デルタにおいて最も「都市」的要素をもっていたといわれる。それは製鉄・陶磁器生産などの手工業が発達し、外部から多数の工人が来住していたこと、また、外部から多数の商人が移住していたこと、すなわち多くの客籍定住人口が存在していたことに象徴される。しかし、たんに客籍定住人口が多いだけなら、龍山堡にも一定程度妥当しよう。そこで、仏山堡における客籍に対する遇し方を見よう。

史料3：乾隆17年(1752)刊『仏山忠義郷志』凡例、第1条、第2条。

一。(第1条)〔仏山〕郷は都会の地である。土籍と僑籍が雑居しているが、当初から両者を区別することはなかった。本志の選挙志(巻4・5)と人物志(巻8・9)では、いずれも土籍の者と客籍の者を一律に採録する。というのは、君子が天下に普遍的に通ずる志をもち、天下を治めることができるのは、郷レベルにおいて土籍と僑籍とを差別せず、僑籍に対しても対等に接し、このような態度を順次天下レベルまで推し広めるからである。

一。(第2条)僑籍のなかには才徳で有名になった者(人物志)や、また名爵で有名になった者(選挙志。挙人・知県以上)もいるので、僑籍の者を採録する場合には、その人の原籍(=本籍)も記す。(後略)

ここでは、郷志編纂に当たり、選挙志と人物志に登載する人物について、客籍の者⁽⁸⁸⁾に登載すべきか否か、また登載する場合の基準が議論されている。第1条は、土籍と客籍を差別せずに登載することを規定している。それでは、差別をしない根拠を何に求めているかといえば、上に訳出したように、「君子」が天下を治める態度で郷も治めるべきであるとの言説(典拠は未詳であるが、儒教の言説であろう)に求めている。すなわち、選挙志・人物志に登載されるような者、したがって主として文人や大商人に関しては、「土籍」と「僑籍」の間を差別しないことが乾隆年間には浸透していることが窺えよう⁽⁸⁹⁾。第2条は具体的な基準として、選挙志の場合には挙人・知県以上の経歴をもつことを規定している。ここで、選挙志に登載される「僑籍」は、当然に登載される条件を備えているから登載されるのであろうから、一般的には挙人・知県以上の経歴をもつ者は上記「君子」の条件をもつことが比較的多いと推測される。なお、人物志の場合は明示されていないが、「才徳」によって仏山の発展に貢献した者となろう。

ここで、乾隆『仏山忠義郷志』の刊行から約50年後の嘉慶10年(1805)刊『龍山郷志』凡例、第12条に、「〔龍山〕郷にはむかしから僑籍の者はいない。採録する才徳・名爵の者は、いずれも〔龍山堡を本籍とする〕同郷の者ばかりである」とある。この条が、乾隆『仏山忠義郷志』の凡例を意識して書かれたものであることは、「僑籍」「才徳・名爵」という語句の使用から明らかであろう。しかし龍山堡の場合、以前より「僑籍」の者はいないとい

う。前述したように、龍山堡にはかなりの数の「客〔籍〕」「僑寓」(=「僑籍」)が存在したから、これは人物志や選挙志に登載される対象となる、「僑籍」で定住している文人や大商人がいないという意味であろう。そして、これまでの考察からするなら、龍山堡では、人物志や選挙志に登載されるような文人や大商人は、文人・大商人となる過程で、少なくとも「僑籍」から「土籍」へと転化せざるを得なかったことを推測できよう。

それでは、当時の仏山堡の状況を考慮しつつ、周維祺が40排に対して第38図に譲歩するようにさせた動機や理由を考えてみよう。

乾隆『仏山忠義郷志』は、挙人・知県以上の経歴をもつ者は「君子」たる条件を備えていることが多いことを前提にしていた。「君子」とは儒教的知識とともに、自ら故郷を離れ、異境で「僑籍」の経験をする機会があること、これも理由のひとつであろう。そして、周維祺はまさに挙人であり、内閣中書(従7品)の官歴をもっていた。その意味で「君子」としての志向を備えていた可能性は大きい。

また、調停案の第3条において、万暦年間以来続いている40排の同族か否かを問わずに、龍山堡出身の郷試・会試受験者への程費・巻試の援助が再確認されていることにも注意したい。民国郷志、巻12・列伝、周維祺の条、25葉表は、この嘉慶20年の調停そのものには言及していないが、「郷(龍山堡)中の郷・会試を受験する者の中には、家が貧しいので受験に赴かない者が多い。維祺は多数の人と相談し、資金を集めて利息を生ませ、旅費を助けたり、受験料を支給したり、加えて方法を講じてその資金が永遠に残るようにした」と述べる。つまり、調停案の第3条が作成されたのは偶然ではなく、調停案作成に干与した周維祺の積極的な思惑があったと推測できる。その思惑とは、個別同族や図甲からの援助ではなく、全堡的に醸出された資金の援助によって郷試・会試を受け、それに合格した挙人・進士ならば、個別同族や図甲の利害を超えて、「君子」としての観点から堡内の政治を行なう可能性が大きいことであると思われる⁽⁹⁰⁾。

ここで、「土籍」と「僑籍」との間にあまり大きな差別がないことを都市性と考え、その間に大きな差別が存することを農村性と考えることができるならば、清代の仏山堡については、一定程度の都市性があったといえよう。それに対して龍山堡については、「僑籍」定住人口のかなりの存在にもかかわらず、税糧・徭役の徴収や全堡的な市場の日常管理・運営の実権を握っていたのは、里長戸という「土籍」のなかの特定階層であった。その意味で、いまだ農村性が卓越した社会であったといえよう。ただし、18世紀後半から19世紀後半にかけて、仏山堡以外でも、税糧・徭役の徴収、桑園圍等の広域堤防の管理、郷約・団練等の運営において、里長戸等に代わって「紳士」が日常的な管理・運営を担う傾向が進んでいく⁽⁹¹⁾。このような「紳士」の日常的干与の増加と、珠江デルタ社会の性格変化との関連を、今後の課題としたい。

註

- (1) 林和生「明清時代、広東の墟と市——伝統的市場の形態と機能に関する一考察」『史林』63巻1号、1980年。以下、林1980と略称する。
- (2) 加藤繁「清代に於ける村鎮の定期市」同『支那経済史考証』（下）東洋文庫、1974年第3版、所収。原載は『東洋学報』23巻2号、1936年。増井経夫「広東の墟市——市場近代化に関する一考察」『東亜論叢』4輯、1941年。
- (3) 葉顯恩・譚棣華「明清珠江三角洲農業商業化与墟市的發展」『明清広東社会経済研究』広東人民出版社、1987年、所収。原載は『広東社会科学』1984年2期。以下、葉・譚1984(1987版)と略称する。
- (4) 西川喜久子「珠江三角洲の地域社会と宗族・郷紳——南海県九江郷の場合」『北陸大学紀要』14号、1990年。以下、西川1990と略称する。
- (5) 鈴木智夫「草創期広東製糸業の経営特質」『近きに在りて』6号、1984年。
- (6) 西川喜久子「順徳団練総局の成立」『東洋文化研究所紀要』105冊、1988年。西川喜久子「珠江デルタの地域社会——新会県のばあい、続」『東洋文化研究所紀要』130冊、1996年。以下、各々西川1988、西川1996と略称する。
- (7) 井上徹「宗族の形成とその構造——明清時代の珠江デルタを対象として」『史林』72巻5号、1989年。以下、井上1989と略称する。
- (8) 羅一星『明清仏山経済發展与社会変遷』広東人民出版社、1994年。以下、羅一星1994と略称する。
- (9) 西川1988、1990、1996。
- (10) 片山剛「珠江デルタ桑園圃の構造と治水組織——清代乾隆年間～民国期」『東洋文化研究所紀要』121冊、1993年。以下、片山1993と略称する。
- (11) 片山剛「華南地方社会と宗族——清代珠江デルタの地縁社会・血縁社会・図甲制」森正夫等編『明清時代史の基本問題』汲古書院、1997年、所収。以下、片山1997と略称する。
- (12) 片山剛「清代広東省珠江デルタの図甲制について」『東洋学報』64巻3・4合併号、1982年。片山剛「清末広東省珠江デルタにおける図甲制の諸矛盾とその改革（順徳県・香山県）」『中国近代史研究』4集、1984年。片山剛「清代中期の広府人社会と客家人の移住」山本英史編『伝統中国の地域像』慶應義塾大学出版会、2000年、所収。以下、各々片山1982、片山1984、片山2000と略称する。
- (13) 片山剛「珠江デルタの集落と「村」——清末の南海県と順徳県」『待兼山論叢（史学篇）』28号、1994年。以下、片山1994と略称する。
- (14) 葉・譚1984(1987版)、76頁。ただし典拠は不明。
- (15) 嘉慶『龍山郷志』（以下、嘉慶郷志と略称する）巻4・食貨志、戸口、2葉表-3葉表。女子が男子の2倍という人口構成については、客商として外に出ている男子が多いこと、女子に養蚕・製糸業という生業があり、間引きが見られないこと、等が要因と思われる。
- (16) 民国『龍山郷志』（以下、民国郷志と略称する）巻6・経政略、丁口、6葉表-裏。
- (17) 片山1994、参照。龍山堡の「埠」は他堡における行政村サイズに相当する。
- (18) 片山1997、472頁。
- (19) 嘉慶郷志、巻4・食貨志、物産、17葉表。
- (20) 嘉慶郷志、巻2・郷事志、墟市、6葉裏-7葉表。

- (21) 民国郷志、卷5・建置略、墟市、68葉裏-70葉表。
- (22) 民国『龍江郷志』卷1、坊里、13葉表-15葉表。本郷志は、道光18年(1838)に編集された『龍江志畧』5卷(抄本)を、民国16年(1927)に印刷に付したものである。ほんの僅かの加筆を除き、その内容は基本的には道光年間抄本のままである。
- (23) 濱島敦俊・片山剛・高橋正「華中・南デルタ農村実地調査報告書」『大阪大学文学部紀要』34巻、1994年、334頁。
- (24) 沙田村を構成する5社の社名は、民国『龍江郷志』卷1、坊里、14葉表、の沙田坊の社名と一致する。
- (25) 片山1982、1997。同族の概念については、片山1997、註8、参照。
- (26) 民国郷志、卷6・経政略、図甲。
- (27) 林1980、84頁。葉・譚1984(1987版)、76、78-79頁。
- (28) 「墟廊内の肆」の意味であり、後述の「攤位」を指すと思われる。
- (29) 葉・譚1984(1987版)、78頁。なお、「富家大戸」と大岡墟との関係についての解釈には疑問があり、後段で検討する。
- (30) 依史史料は、嘉慶郷志①卷8・人物志、徳業、柯少茂の条、9葉裏-10葉裏、②卷10・藝文志、序、39葉裏-41葉表、所収の柯少茂「儒林郷義倉録序」、③卷11・藝文志、雜著、40葉表-46葉表、所収の柯少茂「呈建義倉條議」、④同前、46葉表-47葉表、所収の「通堡里排・甲保・耆老勘結」、⑤卷11・藝文志、記、16葉表-裏、所収の闕名「重修大岡墟武廟碑記」など。
- (31) 「富家大戸」としては、馮某、黎某、梅某、左某と「排年(里長戸)の左某」があがっている。最後の「左某」は特に「排年」と指摘されている。しかし、前4者についてはその指摘がないので、当時は里長戸をもたない同族であったと思われる。ここで、清代康熙年間に開設された第38図には、馮姓、梅姓、左姓の里長戸が含まれている。したがって万暦年間に「富家大戸」であった同族が、第38図開設によって里長戸を得た可能性がある。なお、これら4種類の姓は明代には進士を出していない。また、上記の黎姓と同宗であると断定できないものの(龍山堡には同姓異宗の黎姓が2族あり)、黎姓からは挙人が出ている。ただし万暦には死亡している。同じく上記の馮姓・黎姓と同宗とは断定できないものの、当時、馮姓と黎姓には貢生が存在していた。「富家大戸」としての力量は、あるいは科挙身分を背景とするのかもしれない。
- (32) 葉・譚1984(1987版)、78頁が解釈するごとく、大岡墟にはそれまで「店舗」＝「舖位」はほとんどなく、墟廊(「攤位」の集合)が大部分であったと思われる。「墟場」とは、墟廊の敷地を指すと思われる。
- (33) 註30前掲、「通堡里排・甲保・耆老勘結」。なお、柯少茂「呈建義倉」(嘉慶郷志、卷11・藝文志、雜著、所収、39葉裏)に、「富家大戸」の侵入・占拠によって、「龍山堡第一の市場がほとんど肆(みせ)に変わってしまった」(「称首市幾易肆」とある。「肆」は「廊肆」という用法もあり、墟廊内の「攤位」を指すこともあるので、一概に「店舗」＝「舖位」を指すとは言えない。ただし「富家大戸」の侵入・占拠によって、「店舗」であれ墟廊であれ、屋根付きの施設が増加したとは言えるであろう。
- (34) 「富家大戸」の中にも里長戸が含まれているが、これを除く40排であろう。他に、保正副・耆老などが中心となっている。
- (35) 柯少茂、字は廷芳、号は玉宇、万暦10年(1582)の挙人である(嘉慶郷志、卷8・人物志、

徳業、柯少茂の条)。

- (36) 敷地の四至と税畝7畝5分3厘が画定したのは、この時である。葉・譚1984(1987版)、78頁は、この敷地の画定を明初としているが、誤りであろう。万暦9年以前について、註30前掲、「通堡里排・甲保・耆老勸結」に、「初無糧税」とある。また葉・譚は、「富家大戸」によって「市場(「墟市」)の範囲」は拡大し、「固定店舗」も不断增加した、とあたかも内側から外側へ向かって拡大したかのように述べる。しかし事態としては、外側からの「侵占」であったと解釈すべきである。
- (37) 後述するように、「富家大戸」から没収したのものも含まれよう。
- (38) 註30前掲、柯少茂「呈建義倉條議」によれば、万暦17年以前における大岡墟の収益について、「むかしから墟場は利益を出していた(原文：原日墟場出有花利)」と述べるから、店租(=「舗租」とは別に、墟廊の「攤位」から「地租」が徴収されていたと考えられる。万暦17年からの義倉運営における「地租」の役割については、管見史料には明確な言及がない。ただし後段で登場する「墟租」は、店租のみならず「地租」を含むと考えられる。また、嘉慶郷志、卷8・人物志、徳業、柯少茂の条、10葉表は、「富強」によって「包占」された対象を「大岡墟租地」とする。「租地」とは「店舗」ではなく、屋根があるか否か別にして、墟期における交易場所を指そう(「租地」の「地」は「攤位」から徴収する「地租」の「地」に通ずるであろう)。したがって、「包占」以前は「店舗」は少なかったと推測される。
- (39) 「侵占」していた「排年の左某」も、管理・運営に参加したと思われる。
- (40) 大岡墟を管理する正当な主体につき、嘉慶郷志は万暦17年以降のそれについては40排や保長に言及する記事を書けるが、万暦17年以前のそれについての記事は載せていない。これは、万暦17年以前は40排が必ずしも正当な管理主体ではなかったことを示唆する。
- (41) 主要史料は後述の史料1である。
- (42) 第38図側の代表者と思われる「監生の左理端」については未詳である。四図には左姓の里長戸が2戸あるが、第38図第8甲にも「左茂新」という里長戸が1戸ある。嘉慶郷志、卷3・郷俗志、氏族、によれば、龍山堡には同姓異宗の左姓が5族あるから、里長戸「左茂新」の左姓一族は、四図の左姓とは同姓異宗の可能性はある。左理端は第38図側の人物であるから、「左茂新」戸に属する左姓の族人と考えられる。
- (43) 県が墟の開設許可権を有していたことについては、林1980、葉・譚1984(1987版)等、参照。
- (44) 「黄天俊」は四図の中の第82図第3甲の里長戸名であり、人名ではない。
- (45) 周維祺は、龍山堡蘇埠人。乾隆53年(1789)の挙人で、官は内閣中書である(民国郷志、卷10・選挙表、19葉裏)。
- (46) 前任知県の李は嘉慶20年時点で示を出している。にもかかわらず嘉慶21年に、総督蔣は改めて知県に勒石させている。これは李が示を出したものの、必ずしも調停案通りに実行されていなかったからと考えられる。とりわけ40排側の調停案に沿った実施が遅れていたため、これを第38図側が訴え出たのではないかと思われる。
- (47) 民国郷志、卷5・建置略、墟市、大岡墟の条、割註、68葉裏-69葉裏。
- (48) 史料1では、調停案全8条の各条の分別が明示されていない。咸豊『順徳県志』卷5・建置畧2、墟市、江村〔巡検司〕属、龍山堡、割註、31葉裏、には知県李が出したと推測できる嘉慶20年の「示」が抜粋されている。この抜粋には調停案全8条の内容が要約されて

- いると思われるが、やはり各条の分別は明示されていない。そこで、これと史料1とに共通する内容を手がかりに、片山が各条の分別を行なった。
- (49) 当時の龍山堡では、水田を改造した土地利用形態として、桑栽培地と淡水魚養殖池をセットにした「基地・魚塘」が多かった。「前文」の「地基」は「基地」＝桑栽培地を、「魚塘」は淡水魚養殖池を指す。
- (50) 「墟亭」については未詳だが、形状としては墟廊に似るが、墟廊のように細長くない建物であり、機能としては定期市の交易場所、あるいは墟の管理用施設と思われる。
- (51) 嘉慶郷志、卷3・郷俗志、氏族、によれば、龍山堡の同姓異宗の梅姓は4族ある。第38図には、第3甲梅宗興および第6甲梅其魁の2個の梅姓里長戸がある。ここにいう梅姓は、第38図新設の墟の店舗を賃借するので、四図に属する同族とは考えがたいから、第38図の2つの里長戸のどちらかの同族であろう。
- (52) 陳邦彦「龍山堡議設郷兵則例」（嘉慶郷志、卷11・藝文志、雜著、47葉裏-50葉表、所収）の第2条。
- (53) 嘉慶郷志、卷6・郷防志、壯丁、原額の条の小註、3葉裏。なお、清代の康熙年間以降の「承平」によって壯丁の必要性が減少し、さらに乾隆44年(1779)の郷約設置によって、壯丁数は12名になった。第2条が言う「壯丁工食銀兩」の項目の支出の必要性の減退は、これを指している。嘉慶年間には、壯丁12名で毎年計144兩、隊長4名で毎年96兩、総計240兩であり、216兩より24兩多いが近い数字である。
- (54) “店舗”50軒からの店租収入は、当初は銀30兩である。その後の賃貸料増加を考慮しても、店租のみで「壯丁工食銀兩」379兩、さらに第3条に登場する郷試・会試の受験料・餞別を賄うのは困難と思われ、別途の捻出元が存在すると推測される。
- (55) 当初は、郷試受験者に卷資3錢、会試受験者に卷資1兩の援助であり、程儀（餞別）についての言及はない。なお万暦年間には、図としては四図のみが存在していた。したがって、四図以外の図に所属する人に対しても付与するか否かの問題を考慮する必要はなかった。ただし四図に属する者の中で、里長戸を有する同族と里長戸を有していない同族との間に区別があったか否かは問題となろう。しかし、嘉慶以前に第38図の人でも付与されていたことから考えれば、里長戸以外の同族の者でも付与されていた可能性が高い。
- (56) 「続増」の3図に属する人々も、同様に受領できたと思われる。
- (57) 温汝能「重修燕喜亭碑記」嘉慶郷志、卷11・藝文志、記、33葉裏-34葉裏、所収。
- (58) 鄧瑚「重修燕喜亭碑記」（嘉慶郷志、卷11・藝文志、記、21葉裏-22葉表、所収）は乾隆9年の部分的重修時の碑文であるが、創建時の理念を紹介している。雅集・燕会するのは主に文人たちであろう。
- (59) 註57前掲、温汝能「重修燕喜亭碑記」は、40排による重修であることしか記述していない。また「紫閣の銀兩」については、嘉慶郷志、卷4・食貨志、雜税に「一。金紫会租約老拾陸兩」とあり、民国郷志、卷5・建置略、廟宇に「金紫堂箱」の条がある。これらを指していると推測されるが、その出資者等は未詳である。
- (60) この推測と、嘉慶郷志において燕喜亭と40排との結びつきを示す記事のみが掲載されていることとは無関係ではあるまい。VI、参照。
- (61) 嘉慶郷志、卷10・藝文、所収の武廟関係の諸史料、および民国郷志、卷5・建置略、廟宇、関帝廟の条、31葉裏。
- (62) 「雜税」の項には、龍山堡所属の団体が所有する土地のうち、順徳県から徭役負担免

- 除の措置を受けているもの、および他県所在の土地等が列挙されている。柯少茂「呈建義倉条議」（嘉慶郷志、巻10・藝文、雑著、所収）の第11条「議税糧」には、義倉設立時に、義倉穀物の資源となる大岡墟の敷地税畝7畝5分3厘と螺岡墟の敷地税畝1畝4分を、徭役免除の対象とする申請を出したことが記されている。この申請が承認されたものと思われる。
- (63) 「祭祀」とは武廟の祭祀を、「工食」とは「壮丁工食銀両」の「工食」を指すと思われる。
- (64) 「大岡墟図」について、林1980、84頁は、洪武29年の移設当初の状況を描いたものと考えの方が自然であると指摘する。情景そのものはひとまず措くとして、この図の作成年代を確定しておく。第1に、この図は嘉慶10年刊の嘉慶郷志所載のものを、民国郷志がそのまま転載したものである。第2に、この図には武廟などいくつかの建物が見えるが、図の作成年代を推定するのに適当なものは、武廟の横の「財神廟」である。民国郷志、巻5・建置略、廟宇、31葉表に、「財神廟は大岡墟の〔龍山〕重鎮の右に在る。乾隆甲寅に金紫峯より移転された」とある。つまり、財神廟が大岡墟に存在するのは、乾隆甲寅＝乾隆59年以降である。したがって、この図の作成年代の上限は乾隆59年(1794)であり、下限は嘉慶10年(1805)となる。
- (65) 嘉慶郷志、巻首、「大岡墟図説」に「西側は水溝が境界である」とある。
- (66) 龍山重鎮は、崇禎年間に龍山堡、とくに大岡墟の防衛のために創設された郷兵の詰め所である。
- (67) 水溝②のうち、図の左側にある部分が、万暦17年時点の西側の境界線であろう。
- (68) 林1980、84頁。
- (69) 葉・譚1984(1987版)、78頁。ただし、この図の向かって左側を北、右側を南とする方角解釈はおかしい。武廟の位置について、闕名「重修大岡墟武廟碑記」（嘉慶郷志、巻11・藝文志、記、所収、16葉表）に、「〔大岡〕墟の北に闕帝廟がある」とある。また財神廟の位置について、陳応魁「財神廟碑記」（嘉慶郷志、巻11、記、所収、27葉表）に、財神廟を乾隆59年に金紫峰から移転・新築する際の場所として、「武帝廟の西、〔龍山〕重鎮營の右を選んだ」とある。したがって、武廟が大岡墟の北部に位置しており、そして財神廟が武廟の西側に位置していることが明白であり、図の向かって左側が西、右側が東である。
- (70) 後述する理由で、この鄧姓は四図の里長戸を有する族姓と思われる。四図の鄧姓の里長戸として、第81図第2甲と第82図第10甲の2戸がある。
- (71) この「廊地」を鄧姓が、また40排が所有していた時には公所や“店舗”がなく、第38図が獲得する際に公所や“店舗”を設けたのはなぜであろうか。後述するように、鄧姓は40排を構成する同族と考えられる。したがって、公所のような管理施設については、鄧姓自身が設けなくても、それを四図公館や墟亭が代替していたと思われる。そして40排が所有してからは、四図公館が直接管理するようになったと推測される。また鄧姓がY全体において所有する「廊地」は1箇所とは限らないから、必ずしもこの「廊地」に“店舗”を設ける必要はなかったのではなかろうか。それに対して第38図の場合は、後述するように大岡墟において所有する敷地はこの「廊地」のみであるので、管理施設としての公所を設ける必要が生じたのである。“店舗”、とくに雑貨店を設ける必要の詳細は不明であるが、墟廊へ交易に来る客を対象とする商売が利益を生むからであろう。そして第38図の場合は、この「廊地」にしか“店舗”を設ける敷地がないからである。
- (72) 他の場所には蚕紙行はなかったと思われる。嘉慶郷志、巻首、「大岡墟図説」に「墟

- 期に] 商品が集まる際には行ごとに〔定められた区画に〕列べられ、〔他の区画で交易するような〕侵害行為が行なわれることはない(原文：貨聚行列、莫敢侵欺)とある。林1980、91頁および93頁の註38の紹介する民国『仏山忠義郷志』「墟有廊、廊有区。貨以区聚」と同じことをいったものであろう。
- (73) 生糸交易が行なわれる墟廊の位置は、史料では確認できないが、その交易額が1日で銀1万両以上あることと日中戦争前の状況とから、四図公館近くの墟廊であったと思われる。つまり、第38図が獲得した「廊地」では、蚕紙や生糸等の重要交易品は取り扱われていなかったと思われる。註72、参照。
- (74) 万暦年間に「富家大戸」はX=Aの外側から、つまりY=BからXへ向けて「侵占」していたから、当時すでにYには「富家大戸」の“店舗”が存在したと思われる。そしてYからも「富家大戸」を退出させた万暦17年に、Yにおける「各姓」の管理が始まると思われる。「廟地」Zの40排による管理は、崇禎年間の武廟移転が始まると思われる。
- (75) ここで調停案第5条を検討しておこう。第5条の「此外墟内地段・舗宇」とは、大岡墟内の敷地・建物のうち、第4条までの内容に登場するものと、第6条で別途に取り上げられる「廟地」Zとを除外した部分を指す。ところで、第2条の「壮丁工食銀兩」と第3条の受験料・餞別とは「四十排の墟租」から支出される。そして「四十排の墟租」は40排が共同管理する敷地から捻出されるものであるから、XとZになるが、上記の如くここではZは該当しない。したがって「此外墟内地段・舗宇」とは敷地Yを指す。ここで「地段」とは、X・Y・Zレベルの区画を指すのか、敷地Yの中でさらに一段細分されたレベルを指すのか不分明である。前者ならば、第38図が獲得したYの一角を含むことになるが、後者ならば含まないことになる。しかし文意から見ると、後者が妥当である。そこで「それ〔敷地X。さらに第6条の敷地Z〕以外の〔大岡〕墟の中の敷地や建物は、今や40排の同族に限らず、他の者(第38図)も所有するに至ったのであるから、各所有者にそれぞれ自己の敷地・建物を管業させるべきである」と訳しておく。
- (76) 紳士が、40排あるいは第38図の成員の立場から干渉する可能性はあろう。
- (77) 大岡墟は存続し、墟租収入による蓄積も増大したにもかかわらず、義倉そのものは長続きしなかった。これは40排の目的が義倉経営ではなく、大岡墟の權益獲得にあった可能性を示唆する。なお、敷地Xの税糧は万暦年間から嘉慶年間に至るまで、柯氏の戸(ただし、一貫して柯廷芳戸であったどうかは確認できない)を通じて納税されている。納税に干渉することで何らの權益を得た可能性もあるが未詳である。
- (78) 別稿で検討する予定であるが、隣の龍江堡で乾隆14年(1749)に創設された相公廟前市の場合も同様である。すなわち、少なくとも管見史料では、市場創設の発起に「紳衿」は干渉したが、創設資金を醸出し、その後の日常的な管理・運営を担ったのは明初開設の第22図・第37図・第66図・第67図の4図と乾隆8年(1743)新設の第25図との5図であった。
- (79) 民国郷志、巻5・建置略、各図公館の条には、四図公館とともに第三十八図卯館と第四十一図公館の記事がある。それによると「三十八図卯館は大岡墟口の榨油岡の北(「陰」)に在り。道光25年乙巳(1845)創建。光緒元年乙亥(1875)重修」とある。所在地から見て、嘉慶20年に改築されるはずの第38図の公所と思われるが、創建時期がかなり遅くなっている。また、「四十一図公館は大岡墟の旺村路口に在り。光緒30年甲辰(1904)創建」とある。公館の所有が大岡墟の權益所有を示す標識と仮定できるなら、第41図も清末までに權益を獲得したことになる。

- (80) 嘉慶郷志、巻3・郷俗志、氏族、7葉表。
- (81) 民国郷志、巻5・建置略、祠堂、14葉裏、26葉表-27葉表。
- (82) 嘉慶郷志、巻4・食貨志、物産、17葉裏。
- (83) 嘉慶郷志、巻3・郷俗志、習尚、1葉表。
- (84) 民国郷志、巻5・建置畧、善堂、方便所、4葉表。
- (85) 当時の珠江デルタを含む広府人社会における客籍から土籍へ、さらに土籍の中での甲首戸から里長戸への転化がもつ意味については、片山2000、参照。
- (86) 隣の龍江堡にある相公廟前市についても、大岡墟と同様のことがいえる。
- (87) 註57前掲、温汝能「重修燕喜亭碑記」、および註58前掲、鄧瑚「重修燕喜亭碑記」。
- (88) たんに客籍であるのではなく、仏山に定住している者を想定していると推測される。
- (89) この点は、羅一星1994や井上1989によって、「僑籍」の人々、とくに文人・商人層が「土籍」に転化することなく、「僑籍」のままで仏山の政治的経済的リーダーシップをとるに至ったことが具体的に提示されている。ただし、土籍が当初から客籍を差別していなかったわけではなく、客籍勢力の増大に伴う結果であった。
- (90) おそらく里長戸以外の同族や客籍を許容することが、仏山堡のごとく、龍山堡の社会・経済的側面に何らかの積極的メリットをもたらすのであろうが、現時点ではこれを史料に即して明らかにできない。
- (91) 税糧・徭役の徴収については片山1984、桑園圃については片山1993、団練については西川1988、参照。郷約については、民国郷志、巻5・建置略、郷約、によると、乾隆44年(1779)に、匪賊等からの自衛を目的に龍山郷約が創設されたが、その日常的運営は「紳士」が担っていた。